ほぼ週刊コラム「Partnership論」　その５７

**non-arm’s length entityだとは言えない日本国は、個人が持つ正当防衛権の拡張である  
集団的自衛権(rights to collective self-defense)を、果たして持てるのか？**

2013.08.23　齋藤旬（[www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp)）　rev.1

**8月11日東京を襲った激雷雨で「LLC制度研究会」のWebサーバーが落ちてしまった。**運悪く盆休みに重なり、直ぐにはこのサーバーを置いてある東大駒場第２キャンパスX号館のサーバー室に入れず復旧に手間取ってしまった。19日月曜日にようやっと復旧した。

ほぼ10年前にapacheだけ立ち上げて仕立てた急造サーバーだから、もうそろそろ全面作り直しが必要かなと思っていた矢先のことだった。古いサーバーPCながら今回は割と直ぐに復旧したが、地球温暖化の影響か、日本も世界もゲリラ豪雨や竜巻などおかしな天候になってきた。このサーバーPC、今一度停電で落ちたら、今度こそ復旧不能かもしれない。

「カミナリ」はひょっとしたら、私に「流行のWordPress等勉強して、読者の皆さんと双方向のやり取りが出来るSiteを構築しろ」、と言っている天の声かもしれない。ということで、「LLC制度研究会」Webサーバー全面作り直しに向けて本格的に動き出そうと思う。目標は、そうだな、来春までにということで。それまでは、今のままのSiteでご勘弁を。

**今回は、巷で話題の「集団的自衛権」を取り上げる**。というのは、日本人には「不正確な知識」があると思うからだ。「[国連憲章第7章第51条](http://www.un.org/en/documents/charter/chapter7.shtml)にも謳われているように、国というものには集団的自衛権がある」という不正確な知識だ。

この不正確な知識には、三つ、不確かな事柄がある。「国連」「国」「集団的自衛権」の三つだ。そしてこれらをツマビラカにすると、実は、『日本国は、国連の考え方からすると「国」としての要件を欠く所があり、従って、（個人が持つ正当防衛権の拡張である）集団的自衛権を持つことが出来ない。』と言えてしまう。今回はこの話をする。

**ニッポンは「国」としての要件を欠く･･･というのはユユシキ事態、**と読者は色めき立つかもしれないが、前回紹介した参院選結果、即ち「与党2540万5639票、 野党2766万6873票、だのに自公（与党）圧勝」を思い出して頂ければ、まず少しは分かって頂けるだろう。

ズバリ言うと、「国」とは、[コラム55](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2013/20130719%20W29%20soul%20searching%20after%20WW2%20rev1/20130719%20W29%20soul%20searching%20after%20WW2%20rev1.docx)の[国連の普遍主義人権宣言（Universal Declaration　of Human Rights、UDHR）](http://www.un.org/en/documents/udhr/index.shtml" \t "_blank)の説明でも言及したuni-versalism即ちsubsidiarity & solidarityの西洋社会科学公理系を元にして演繹されるnon-arm's length entityという組織体である必要がある。これが、国連の考える「国」の要件の一つだ。

平たく言うと、「国」とは、subsidiarityの考え方に則りその構成員（つまり国民）一人一人の「個人の思い」がなるべく沢山実現に向け努力される組織体でなければならない。それと同時に、構成員（つまり国民）一人一人は、意見の違いを乗り越えて一つの組織体として纏まろうというsolidarityの社会契約に合意しなければならない。

先ほどの「野党票が過半数なのに、与党が圧勝」などという組織体 --- つまりニッポン---は、国連が認める「国」ではないと言える。

**比較対象として、典型的なarm’s length entityであるcorporateを考えてみれば**、私が言わんとしていることが分かって頂けるだろう。corporateは、その構成員が好んでいない事柄をその業務やその成果物としても良い。なぜなら、corporateの目的は「営利」であって、その成果物を好んで購入してくれる人々が、そのcorporateの外部に一定数以上存在するならば、そのcorporateの内部にその成果物を好んで受け入れてくれる人がいてもいなくても、該「営利」目的は叶うからだ。

例えば、関東人には好まれる「納豆」を生産販売するcorporateを、納豆嫌いな関西人たちが経営・操業しているとしよう。嫌いな納豆を作っているのに、「売れる」おいしい納豆を作れるというのは、おかしな話だが、とにかくそういうcorporateがあったとする。すると、このcorporateはしっかり黒字計上し、立派なarm’s length entityであると言える。

**しかし、「国」にはこんな「思い」と「行い」の不一致は許されない**。[Subsidiarityの定義](principle%20of%20subsidiarity%20rev4.doc)を改めてみてみよう。その最後の文章を読んでみよう。それは、「全ての社会活動の本来の目的は、社会という”体”の成員に支援を与えることであり、決して彼らを破壊したり飲み込んだりすることではない。」というものだ。

「野党票が過半数なのに、与党が圧勝」などという組織体、つまりニッポンは、[Subsidiarityの定義](file:///C:\Flash_M\LLCweb@RCAST\public_html\Column%20hobo-shuukan\2013\20130823%20W34%20rights%20to%20collective%20self_defence%20rev1\principle%20of%20subsidiarity%20rev4.doc)からすると本来の「社会」ではないし、国連が認める「国」でもないということを読者の方々に「納得して」または「感じて」いただけたら幸いだ。

**さて、集団的自衛権とは何か**。それは元の英語を見れば分かる。Rights to collective self –defenseだ。Rights to self-defenseつまり個人が持つ「正当防衛権」を、collectiveつまり集団（または共同体）に拡張したものであることがわかる。集団に許される「正当防衛権」といった意味合いだ。

注意してもらいたいのは、「集団」と言っているのであって「国」とは言っていない点だ。Rights to national self-defenseとは言っていない点だ。

つまり、「個人」の延長上にある集団、即ち、non-arm's length entityに許される「正当防衛権」が「集団的自衛権」だ。

もう少し拡張すると、non-arm's length entity Aとそれとnon-arm's length関係性を持つnon-arm's length entity Bとの二つから構成されるcollectiveであるnon-arm's length entity ABが持つ「正当防衛権」のことも、「集団的自衛権」という。

ここで強調したいのは、「集団的自衛権」とは、「個人」の延長上にある集団 --- 即ちnon arm’s length entity --- に許される権利であって、日本の様に「野党票が過半数なのに、与党が圧勝」などという組織体には、許されない権利だということだ。

**根本には、守るべきは「個人の意思」「個人たちの意思」の考え方がある**。あの忌まわしい第二次世界大戦に繋がるナチスの全体主義の肥大化を、西洋個人主義が防げなかったという、思い出したくもない経験から得られた、西洋社会科学の貴重な教訓がここにある。

1933年、ドイツ立法府（legislator）は、ドイツ行政府（government、当時ナチス党員が多数を占めていた。）に全権委任してしまった。全権委任法（Enabling Act）というのを発行してしまった。ドイツ国が、arm’s length entityになってしまった瞬間だ。

そして、ニッポン国もどうやらarm’s length entityに、何時からかは知らないが、なってしまっているようだ。それが確認されたのが、「野党票が過半数なのに、与党が圧勝」の2013年7月21日の参院選だった。

**換言すれば、arm’s length entityには「正当防衛権」も「集団的自衛権」も無い**。少し「違和感」を、読者は感じるかな？　確かに考えてみると、典型的arm’s length entityであるcorporateはgoing concern（永続企業）なのだから、この「arm’s length entityには集団的自衛権は無い。」というのは不思議な感じがする。少し説明を試みよう。

例えば先ほどの、納豆嫌いの関西人の「納豆corporate」を考えてみよう。このcorporateが倒産したら確かに多くの関東人が困る。しかし「致命的か」というとそうでもない。なぜなら、「おいしい納豆を食べたい」という関東人の思いは依然として残っているのであり、更に、「おいしい納豆を作る秘訣」だってその倒産した「納豆corporate」の残余資産を入手すれば、失われることはないはずだ。要は、「おいしい納豆を食べたい」という関東人の思いが「無二のもの」ということだ。これさえ残っていれば必ず「おいしい納豆」文化は保全される。Corporeal（有体現実的）な工場設備だとかcorporate経営者だとかは「絶対に守るべき」ものではない。「無二のもの」ではない。「絶対に守るべき」は、「個人たちの思い」だ。

あるいは、「arm’s length entityを構成するのは合理主義的考え方。」という観点から考察してみよう。敷衍すれば、arm’s length entityというのは機械とコンピュータだけでも構成できるはずだ。今は不可能でも、科学技術が十分に進歩した将来はそうなるだろう。極端に言うなら、人間の存在はそこには必要ない。

だから、arm’s length entityは「絶対に守るべきもの」ではない。従って、arm’s length entityには集団的自衛権は無い。集団的自衛権はnon arm’s length entityだけが持つ。

また、機械であるロボットには正当防衛権は無い。正当防衛権は人間だけが持つ。もっとも将来、鉄腕アトムみたいな「心」を持ったロボットが出来たなら話は別だろうが･･･。

**ちなみにpartnershipは、limited longevity（有限寿命）がmandatoryとなっているが**、いったん解散したとしても、もし「その個別特有の意志と能力を継ぐ者」が依然として存在する間は、会計を閉じて利益認識することなく、そのpartnershipを再開できるという「権利」 --- いわば「集団的存続権」 --- が、欧州や米国のCivil Code、common lawには、恐らく存在する、ないし、そういった思想の痕跡や萌芽が探せば見つかると思うが確認はしていない。

ここまで書いて思ったが、ひょっとしたらこの「集団的存続権」という考え方は、PartnershipではなくてTrust（信託）というentityにつながるのかもしれない。

**さて、以上の議論は、多くの日本人にはチンプンカンプンだろう**。だいたいが、議論の出発点であるuni-versalism、united diversity、subsidiarity & solidarityが日本人にとってはチンプンカンプンだからだ。

実は今回の話題は、ここ一年間以上、毎月3時間ずつ私が行う集中講義を受けていただいた、ある「熱心な読者」との月例集中講義の一幕で交わされた会話を元にしたものだ。この熱心な読者には先日「免許皆伝」を私から申し上げた。

この熱心な読者に私はとても勇気づけられた。「確かに多くの日本人にはチンプンカンプンかもしれないが、絶対に分かってもらえないかというとそうではない。一年間、ミッチリ集中講義を受けていただければわかってもらえる。集団的自衛権という超難解な話題でディスカションすら行える。」という「希望の光」を見させていただいた。

これを励みに、私はpartnership論研究を続けていこうと思う。集団的自衛権に関して「おかしな」というか、そもそも根本の公理系をunderstandせずに始める「無茶苦茶な」議論が続く様な蒙昧ニッポンに、めげずに、partnership論研究を続けていこうと思う。

そうそう、『[Private Company Law Reform](http://www.amazon.co.jp/Private-Company-Law-Reform-International/dp/906704251X/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1377162563&sr=1-1&keywords=Private+Company+Law+Reform)』の和訳作業も確実に進んでいる。ただ、今取り組んでいるRibsteinの『進化するPartnership』が、和訳完了すると恐らくA4で60ページにはなろうかという長編で、時間がかかっている。いま、半分弱まで和訳が進んでいる。siteにup出来るのは秋口になるかな？　すごく面白いし重要な論文だ。もうしばらく、お待ちを。

今週は以上。次回も乞うご期待。